

安全保障貿易管理支援サービス 利用規約

株式会社アカデミア研究開発支援

第1章 総則

(総則)

第1条 この規約は、株式会社アカデミア研究開発支援（以下「弊社」という）が提供する安全保障貿易管理支援サービス（以下「本サービス」という）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 利用者とは、原則として貨物の輸出又は技術の提供（以下「輸出等」という）を業とする事業者（法人、個人、大学、研究機関等を含む）自身であって、本サービスを利用するものをいう。

第2章 サービス内容

(本サービスの範囲)

第3条 本サービスは、利用者が行う輸出等に関し、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）をはじめとする輸出管理法令の遵守を支援することを目的とし、以下の各号に掲げる業務を基本範囲とする。

1. 該非判定支援: 以下、日米調査を含む。
 - ・日本の外為法におけるリスト規制の該当性に関する判定支援。
 - ・（該当あれば）ECCN、および欧州 Dual use 規制の情報提供
2. 需要者調査支援: 以下、日米調査を含む。
 - ・日本の外為法等に基づくキャッチオール規制対応支援（取引先審査・調査等の支援）
 - ・米国輸出管理規則（EAR）に基づく調査支援（Entity list/UVL 等の調査支援）
 - ・（必要に応じて）中国共産党との関係性調査、株主調査、米国議会議事録調査など
3. 安全保障貿易管理支援: 輸出管理・輸出戦略の全般相談（例外規定の適用性判断含む）

(オプションサービス)

第4条 前条に定める基本範囲に加え、利用者の依頼に基づき、別途お見積りの上で以下のオプションサービスを提供する。

1. 米国輸出管理規則（EAR）に関する支援
 - ・ECCN 調査、Commerce Control List、カンントリーチャート、例外規定など
 - ・再輸出規制、再移転規制（国内移動）
2. 英国、欧州、中国など、その他外国法令に関する支援

英国、欧州、中国など、その他外国法令に関する調査及び助言の対応。

3. **該非判定について指定様式への記入**：利用者の社内書式ほか指定の様式への記入が必要な場合の対応

4. **特急対応**

利用者の希望により、弊社の標準納期より短い期間で業務を遂行する場合の対応。

(サービスの提供条件及び役割分担)

第5条 本サービスは、利用者の該非判定を代行するものではなく、あくまでその判断を支援するものである。輸出等における該非判定の主体及び最終的な責任は利用者が負うものとし、弊社は支援者としての役割を担う。

2. 利用者は、本サービスの遂行に必要となる技術資料等（以下「資料」という）を、自らの責任において準備し、弊社に提供するものとする。

3. 弊社は、利用者から提供された資料に基づき検証を行う。弊社が検証するに足る資料が得られないと判断した場合は、本サービスの提供をお断りする場合がある。この場合における料金の取り扱いは、第9条第5項に定める。

4. 申し込みがあった場合でも、その他の事情により弊社がサービスを提供することが適当でないと判断した場合は、利用を断ることができる。

(追加資料の提出期限等)

第6条 弊社が前条に基づき追加資料を請求した場合において、利用者が正当な理由なく弊社の指定する期限を目処に、当該資料を提供しない場合、弊社は本サービスを終了することができるものとする。この場合における料金の取り扱いは、第9条第5項に定める。

(サービス期間)

第7条 本サービスの標準的な検討期間は、弊社が要求した全ての資料を利用者から受領した日から起算して、3週間を目安とする。ただし、案件の難易度等により、これを超える期間を要する場合がある。

(報告書等の発行)

第8条 弊社は、結論に達した本サービスの成果物として、「該非判定支援報告書、および関連書類」（以下「報告書等」という）を発行する。

2. 前項の報告書等の有効性は、発行日から1年間、又は当該報告書等に関連する政省令等が改正された時点までのいずれか短い期間とする。

第3章 料金

(料金及び支払い)

第9条 本サービスの基本料金について、該非判定支援サービスは製品又は技術1件につき金60,000円（税込）からとする。需要者調査支援サービスは、1件（1企業、1団体、1組織）につき金60,000円（税込）からとする（グループ企業で調査範囲が広い場合は別途相談とする）。また、安全保障貿易管理支援サービスは1時間あたり金40,000円（税込）からとする。具体的な料金は、別途提示する見積書に定める。なお、弊社と顧問契約を締結している利用者については、顧問契約内での対応、または別途定める割引制度を適用する。また、弊社と顧問契約を締結していない利用者についても、別途定める割引制度を適用する。詳細は、弊社HP「安全保障貿易管理支援サービス https://www.academia-rds.com/stc_kiyaku」内に記載する。

2. 該非判定支援サービスの「1件」の定義は以下の通りとし、該当する場合は料金が加算されることがある。

(1) 製品を構成する部分品について、メーカー等の該非判定書を入手できず、かつ当該部分品の価額が製品本体の10%を超える場合、当該部分品は独立した1件として扱う。

(2) 技術について、1件の申込の中に複数の異なる分野の技術（プログラムを含む）が含まれる場合、その内容に応じて複数案件として扱う。

(3) 性能や機能の異なる類似品については、それぞれ独立した1件として扱う。

(4) その他、案件の複雑性に応じて、件数の数え方について別途利用者と協議する場合がある。

3. 需要者調査支援サービスおよび該非判定支援サービスにおいて、弊社は、可能な限り申込時に件数の調整及び見積もりを提示するが、受託後に複数案件となることが判明した場合は、速やかに利用者へ通知し、料金について別途協議の上、利用者の承諾を得るものとする。

4. 本サービスの遂行中に、当初の見積もり範囲を超える追加の調査や作業が必要と判断された場合、弊社は速やかにその旨を利用者に通知し、追加料金を見積もりを提示する。弊社は、利用者の承諾を得たのちに、当該追加作業に着手するものとする。

5. 利用者が、弊社が担当者を選任し業務に着手した後にキャンセルを申し出た場合、もしくは第5条第3項の規定により弊社がサービス提供を中断した場合、又は第6条の規定により弊社がサービス提供を終了した場合、原則として、見積もり料金の全額をキャンセル料として支払わなければならないものとする。第12条第2項により弊社が解除した場合も同様とする。

6. 弊社は、本サービスの支援完了後、利用者に請求書を送付する。利用者は、請求書受領後1ヶ月以内、弊社が指定する銀行口座へ料金を振り込むものとする。なお、振込手数料は利用者の負担とする。

第4章 義務及び責任

（秘密保持）

第10条 弊社は、本サービスを通じて知り得た利用者の技術情報、個人情報、その他一切の情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しないものとする。

（免責）

第11条 本サービスの検証結果の採用・不採用は、全て利用者の判断と責任において行うものとする。

2. 弊社が支援した内容と経済産業省（METI）等の規制当局の見解が異なる結果になったとしても、弊社に故意又は重大な過失のない限り、弊社は一切の責任を負わない。
3. 本サービスの提供期間以降に判明若しくは発生した事実や情報等については、本サービスの範囲外とする。

（反社会的勢力の排除）

第 12 条 利用者及び弊社は、相手方に対し、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等）に該当せず、今後も該当しないこと、及び反社会的勢力と一切関係を有せず、今後も有しないことを表明し、保証する。

2. 弊社は、利用者が前項に違反していると合理的に判断した場合は、何らの催告を要せず、直ちに本サービスの提供に関する契約を解除することができる。
3. 前項の規定により契約を解除された利用者は、弊社に対し、解除によって生じたいかなる損害についても賠償を請求することはできない。

第 5 章 その他

（規約の改定）

第 13 条 弊社はこの規約を変更することができるものとする。規約を変更した場合は、弊社ホームページへの掲載その他弊社が適当と判断する方法で利用者に通知するものとする。

（協議解決）

第 14 条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合は、利用者及び弊社は、信義誠実の原則に従って協議の上、速やかにこれを解決するものとする。

（準拠法及び合意管轄）

第 15 条 本規約の準拠法は、日本法とする。

2. 本規約に関して紛争が生じた場合、青森地方裁判所又は青森簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（附則）

この規約は、2025 年 1 1 月 1 2 日から施行する。